

議案第 24 号

羽曳野市土地開発基金条例を廃止する条例の制定について

羽曳野市土地開発基金条例を廃止する条例を別紙のように制定する。

平成 25 年 2 月 25 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

## 提 案 理 由

社会経済情勢の変化に伴い現在の行政運営においては、先行用地取得の必要性が薄れており、土地開発基金設置の意義が低下していることから、同基金を廃止するため、この条例を制定しようとするものであります。

羽曳野市土地開発基金条例を廃止する条例

平成 年 月 日  
羽曳野市条例第 号

羽曳野市土地開発基金条例(昭和 44 年羽曳野市条例第 26 号)は、廃止する。

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。